

修正スベキ旨述ハシルモ現業員会側ニ於テ強硬ニ主張セル社長指名ノ代議員ニ關スル本項削除ノ件ヲ拒絶セリヲ以テ遂ニ午後零時其分交渉決裂セリ

ニ現業員会側ノ対策

コレヨリ先現業員側ニ於テハ曩ニ提出セル合同規約案ハ到底会社ニ於テ容認セラレサルモノト見込シ立テ九月十日午後六時ヨリ下谷区稻荷町三三番地石井実方ニ於テ会長高橋凌之助外十一名集合執行委員会ヲ開催シ次記事項ヲ議題ニ供シ対策協議ヲ爲シテ

議題

一 交渉決裂ノ場合ノ対策

交渉決裂ノ場合ハ本月十二日ヨリ今日迄迄安全テ

一ヲ別記ハシ如キ方法ニ依リ決行スルコトニ決定
四 組合同盟加盟ノ件

交渉決裂後安全テ一ヲ決行スル時ハ会社側ヨリノ圧迫ハ当然ナルモノト認めラル、ニ付コノ場合ハ強カナル筆議ヲ決行スル必要アリ 就テハ我が現業員会ハ何レカノ抗爭的労働組合ニ加盟シテ吾々ノ要求ヲ貫徹スル必要ナル次第ナルガ之レニハ目下ノ処組合同盟ニ加入スルコトが最モ良キ方法ナリ ト高橋副会長ヨリ組合同盟加盟ノ提案ヲナシ全員一致可決シ即特別記ハシ如キ組合同盟加盟ノ決議文ヲ作成セリ

(尚本決議文ハ翌十一日午前十一時高橋凌之ヲ携